

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	球磨村

## 球磨村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 熊本県球磨村産業振興課  
所在地 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地  
電話番号 0966-32-1111  
FAX番号 0966-32-1100  
メールアドレス webmaster@vill.kuma.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類、アナグマ、カワウ、アライグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	熊本県球磨郡球磨村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

3 イノシシ（イノブタ含む）は以下「イノシシ」という。

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	810千円 0.77ha
	果樹	2,242千円 21.35ha
	野菜	975千円 1.50ha
	いも類	175千円 0.80ha
	小計	4,202千円 24.42ha
ニホンジカ	水稲	153千円 0.15ha
	果樹	1,594千円 0.69ha
	野菜	525千円 1.00ha
	いも類	67千円 0.30ha
	スギ	39,292千円 27.36ha
	ヒノキ	3,245千円 2.26ha
	小計	44,876千円 31.76ha
ニホンザル	果樹	3,700千円 3.79ha
	いも類	294千円 2.10ha
	小計	3,994千円 5.89ha
カラス類	果樹	530千円 0.30ha
	野菜	105千円 0.20ha
	小計	635千円 0.50ha
カワウ	アユ	被害はあるが、被害の実態が把握できていない

アライグマ	不明	被害は無いが近隣市町村にて被害が確認
-------	----	--------------------

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### イノシシ

イノシシによる被害は村内全域に及び4月から5月にかけてはタケノコ、8月から10月にかけてはイモ類や水稻などの食害が多く、特に水稻は、乳熟期から登熟期及び、刈取り後の掛け干しによる乾燥期まで長期に及んでいる。棚田が多い本村では石積みの被害もあり、ネット柵、防護柵、電気柵などの対策を行ってきたが、頭数の増加に各種防護柵の設置が追いつかず、被害も増加している。

### ニホンジカ

ニホンジカによる被害は村内の全域に及んでいる。以前は、本村の中央を東から西に流れる球磨川を境に北側の地域に被害が集中していたが、近年では南側の地域にも被害が及んできている。林業関係では、植栽した林木の若葉の食害により生育が妨げられ枯死するなどの森林がある。壮齢林では角擦りによる剥皮被害が発生しており、樹木の生長を著しく妨げ、木材の変色、腐れが発生し、材質の劣化を招いており、被害が著しい場合は枯死するケースも見受けられる。

農業関係では被害は通年に及んでおり、野菜類、水稻の新葉など多岐に渡り繰り返し食害されている。駆除隊による捕獲頭数は令和元年度に822頭、令和2年度に742頭、令和3年度に1128頭と令和3年度においては捕獲頭数が大幅に増加しており、被害も増加している傾向である。

### ニホンザル

被害は村内の球磨川を境に北側に多かったが、近年は南側の地域でもシイタケ、野菜類、栗などに甚大な被害が相次いでおり、生産者の生産意欲を減退させる一因となっている。

群れで行動する坂口群、岡群などのほか、単独で行動するニホンザルは、各地域を季節毎に、野菜類の収穫期毎に移動を繰り返しており、生息数も年々増加している。

### カラス類

本村の南東側、標高200～300mに位置する緩斜面の農地に栽培されている梨の被害が著しく、7月の肥大期から収穫期の10月にかけて、多く発生している。

また、譲葉牧場内のラップストレージの穴開けや放牧牛への被害が発生している。

### アナグマ

平成25年度に入り、目撃報告が増え生息数が増加しているものと推測される。村内各地でアナグマによる糞害、畑の穴掘り被害、農作物等への被害が発生している。

### カワウ

球磨川流域において飛来が確認されている。主にアユ等の溯上期、産卵期に捕食による被害が発生しており、被害の拡大が懸念される。

### アライグマ

近年近隣市町村にて被害の確認があっており、今後本村への被害が懸念される

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）		軽減率
イノシシ	4,202千円	24.42ha	2,941千円	17.09ha	30%
ニホンジカ	44,876千円	31.76ha	31,413千円	22.23ha	30%
ニホンザル	3,994千円	5.89ha	2,796千円	4.12ha	30%
カラス類	635千円	0.50ha	445千円	0.35ha	30%
カワウ	—	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—	—
合計	53,707千円	62.57ha	37,595千円	43.79ha	30%

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。
- 3 カワウ及びアライグマについては被害の実態が把握出来ていないため未記入。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで熊本県猟友会人吉支部の協力により捕獲隊（5班）を編成し、有害鳥獣の捕獲を村全域にわたり行ってきた。また、村ではイノシシ用の箱ワナを10基、シカ用の箱わなを被害対策協議会で9基、足くくりワナを10基製作し、特に被害の多い地区へ用いるなど被害の軽減を図ってきた。</li> <li>なお、捕獲隊員には捕獲報奨金の助成を始め、出務報奨金、保険料の助成、猟友会への運営助成を行ってきた。</li> <li>平成22年度7月から「球磨村特産加工施設」が稼働し、シカ等有害獣の加工処理を行い、販売している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、捕獲目標を達成していくには、地域での被害状況など情報の共有化を図る必要がある、地域と一体となった捕獲体制を検討する必要がある。</li> <li>また、被害の発生に対しては、銃器のみによる捕獲対策だけでは捕獲隊員の負担増となるばかりでなく被害を抑制することができないほか、捕獲隊員の高齢化によって減少が見込まれており、今後、銃の他、ワナによる狩猟従事者についても育成していく必要がある。</li> <li>シカ・イノシシの被害が広範囲にわたってきているので、箱ワナ・くくりワナが不足している状況である。</li> </ul>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本村では獣害対策施設整備事業を実施し、電気柵の設置者に対し補助を行ってきた。電気柵は主にイノシシの防除を対象としており、個人がそれぞれの農地に設置するケースが多く、令和元年度からの3年間で延べ約16.09haの電気柵等が設置された。</li> <li>・森林については、ニホンジカによる幼齢林の食害、壮齢林の剥皮被害に対し、シカ防護ネット等の普及を図ってきた。</li> <li>・平成22年度から有害鳥獣への威嚇を目的として、鳥獣害対策用機材（電動エアガン）の貸付を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで個人による所有農地の保護に重点をおいてきたが、防護柵の老朽化とともに、より効率的に実施するため集団での取り組みについて検討する必要がある。</li> <li>・また、有害獣が棲家とならないよう耕作放棄地の刈り払いを行う必要がある。</li> <li>・森林の防護対策については、対象範囲が広範囲になることに加え、設置や管理面でコスト高となり、負担が大きくなる。このため、各種補助事業を有効的に活用することで、コスト面での軽減を図ることが必要である。</li> </ul>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家の後継者不足等により、放置されている農地が多く、野生鳥獣のえさ場となっている。</li> <li>・放任果樹等について、管理者不在の箇所が多く、今後地区全体で管理する取組が必要となる。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

本村における被害軽減を図るためには、農林作物を保護するため共同による防護柵の効果的な設置や、有害鳥獣の直接捕獲による個体頭数の減少とともに耕作放棄地の刈払いなどによって有害鳥獣が侵入しにくく、生息しにくい集落環境を整備し管理していく必要がある。そのためには、

- ・捕獲従事者育成のため、狩猟免許試験講習会等の積極的な周知、狩猟免許取得・更新に係る費用負担の軽減等を図る。

- ・ 猟銃及びワナによる捕獲については、捕獲隊及び地域との更なる連携により有害鳥獣頭数の低減を推進する。
- ・ 防護柵については、補助事業を活用し、効果的な共同設置が図られるよう推進する。
- ・ 有害鳥獣の生息地となりやすい耕作放棄地の対策については、地域の啓発とともに刈り払い等促進する。また、自給率の向上を目的として、経営所得安定対策の戦略作物の作付を推進していく。
- ・ 鳥獣被害対策実施隊において、有害鳥獣の個体数減、また、その被害を未然に防ぐための積極的な活動を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

各地域における被害状況を踏まえ、猟友会の協力のもとに既存の有害鳥獣捕獲隊による捕獲と鳥獣被害対策実施隊による捕獲を継続的に推進していく。また、捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 アナグマ カワウ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲隊と行政、地域住民の連携強化</li> <li>・ 効果的な捕獲を行うことにより、鳥獣による被害を軽減し、個体数の減少を目指す。捕獲に対する経費の一部について、単県事業を活用し助成する。</li> <li>・ 箱ワナ・くくりワナの製作</li> <li>・ 大型の囲い罠の設置</li> <li>・ 捕獲従事者育成のため、狩猟免許試験講習会等の積極的な周知、狩猟免許取得・更新に係る費用負担の軽減等を図る。</li> </ul>

6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 アナグマ カワウ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲隊と行政、地域住民の連携強化</li> <li>効果的な捕獲を行うことにより、鳥獣による被害を軽減し、個体数の減少を目指す。捕獲に対する経費の一部について、単県事業を活用し助成する。</li> <li>・箱ワナ・くくりワナの製作</li> <li>・大型の囲い罠の設置</li> <li>・捕獲従事者育成のため、狩猟免許試験講習会等の積極的な周知、狩猟免許取得・更新に係る費用負担の軽減等を図る。</li> </ul>
7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 アナグマ カワウ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲隊と行政、地域住民の連携強化</li> <li>効果的な捕獲を行うことにより、鳥獣による被害を軽減し、個体数の減少を目指す。捕獲に対する経費の一部について、単県事業を活用し助成する。</li> <li>・箱ワナ・くくりワナの製作</li> <li>・大型の囲い罠の設置</li> <li>・捕獲従事者育成のため、狩猟免許試験講習会等の積極的な周知、狩猟免許取得・更新に係る費用負担の軽減等を図る。</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>熊本県鳥獣保護管理事業計画、並びに第二種特定鳥獣管理計画を基に有害鳥獣捕獲を推進し、個体数の低減に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ 過去3カ年(R1 210頭、R2 201頭、R2 247頭)の平均は219頭であるが、更なる被害軽減のため、捕獲計画を350頭とする。</li> <li>・ニホンジカ 第二種特定鳥獣管理計画の目標密度(調整地域)2頭/km<sup>2</sup>を目標に、過去3ヶ年(R1 822頭、R2 742頭、R3 1128頭)の平均は897頭であるが、更なる被害軽減のため、捕獲計画を1,800頭とする。</li> <li>・ニホンザル ニホンザルについての被害も年間を通して発生しており、坂口群、岡群などの群れのほか、単独で移動を繰り返している。このため威銃により住み分けを図りながら、威銃効果を高めるため実弾による捕獲を同時に行うこととする。過去3カ年(R1 7頭、R2 13頭、R3 23頭)の平均が14頭ではあるが、被害が軽減されておらず、威銃効果を高めるため捕獲計画数を50頭とする。</li> <li>・カラス類 過去3カ年(R1 8羽、R2 12羽、R3 9羽)の平均が9羽であるが、被害は増加し年毎に深刻化しつつある。被害を軽減するため、更なる捕獲の強化を図っていく。</li> </ul>

このため捕獲計画を160羽とする。

- ・アナグマ  
過去2カ年(R2 126頭、R3 103頭)の平均が114頭であるが、被害も増加してきているので、被害を軽減させるため、捕獲計画数を300頭とする。
- ・カワウ  
球磨川流域において、アユ等の食害被害が確認されており、被害の拡大が起こる前に漁協・近隣市町村と連携し、捕獲や追払いに務める。捕獲計画数を30羽とする。
- ・アライグマ  
近年被害の確認があり、本村への被害が懸念される。近隣市町村と連携し捕獲等に務める。捕獲計画数を100頭とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	350	350	350
ニホンザル	50	50	50
ニホンジカ	1800	1800	1800
カラス類	160	160	160
アナグマ	300	300	300
カワウ	30	30	30
アライグマ	100	100	100

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ、ニホンジカは、猟銃、わなにより村内全域において年間を通じて予察捕獲を行う。</p> <p>ニホンザルは被害発生が多発する時期、被害地区において、猟銃による捕獲を実施する。</p> <p>カラス類は毎床・大無田地区を中心に、村内全域において年間を通して威銃を行い、被害軽減のための有害捕獲を行う。</p> <p>アナグマは、被害発生地において被害時期に限定してわなにより捕獲を実施する。</p> <p>カワウは、被害が発生している時期のうち適切な時期を選定し、被害が発生している球磨川流域において猟銃による捕獲を行なう。</p> <p>アライグマは本村では確認されていない。今後近隣市町村と連携をとり情報を収集していく。</p> <p>箱ワナ、くくりワナ等の制作を行う。</p> <p>なお、捕獲にあたっては、鳥獣保護管理事業計画に基づき適正な許可に努め、事故や狩猟違反の防止を徹底する。</p>



- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
球磨村全域	ニホンジカ・ニホンザル・アナグマ・アライグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ ニホンジカ サル	電気柵の設置 1,000m (5.5ha) 金網柵・電気柵(ネット併用)・ネット柵の設置 100,000m (100ha)	電気柵の設置 1,000m (5.5ha) 金網柵・電気柵(ネット併用)・ネット柵の設置 100,000m (100ha)	電気柵の設置 1,000m (5.5ha) 金網柵・電気柵(ネット併用)・ネット柵の設置 100,000m (100ha)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類、アナグマ、カワウ、アライグマ	・地域をあげての追い払い活動を推進する。 ・防護柵の共同設置。
6年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類、アナグマ、カワウ、アライグマ	・地域をあげての追い払い活動を推進する。 ・防護柵の共同設置。

7年度	イノシシ、ニホンジカ、 ニホンザル、カラス類、 アナグマ、カワウ、 アライグマ	・ 地域をあげての追い払い活動を推進する。 ・ 防護柵の共同設置。
-----	--	--------------------------------------

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

## 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 アナグマ カワウ	・ 被害を軽減するため、被害防止対策の啓発活動を行う。 ・ 耕作放棄地の刈り払いや見通しの改善など農地及び農地周辺の適正管理を行う。 ・ 経営所得安定対策の戦略作物の作付を推進。
6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 アナグマ カワウ アライグマ	・ 被害を軽減するため、被害防止対策の啓発活動を行う。 ・ 耕作放棄地の刈り払いや見通しの改善など農地及び農地周辺の適正管理を行う。 ・ 経営所得安定対策の戦略作物の作付を推進。
7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類 アナグマ カワウ アライグマ	・ 被害を軽減するため、被害防止対策の啓発活動を行う。 ・ 耕作放棄地の刈り払いや見通しの改善など農地及び農地周辺の適正管理を行う。 ・ 経営所得安定対策の戦略作物の作付を推進。

(注) 1 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

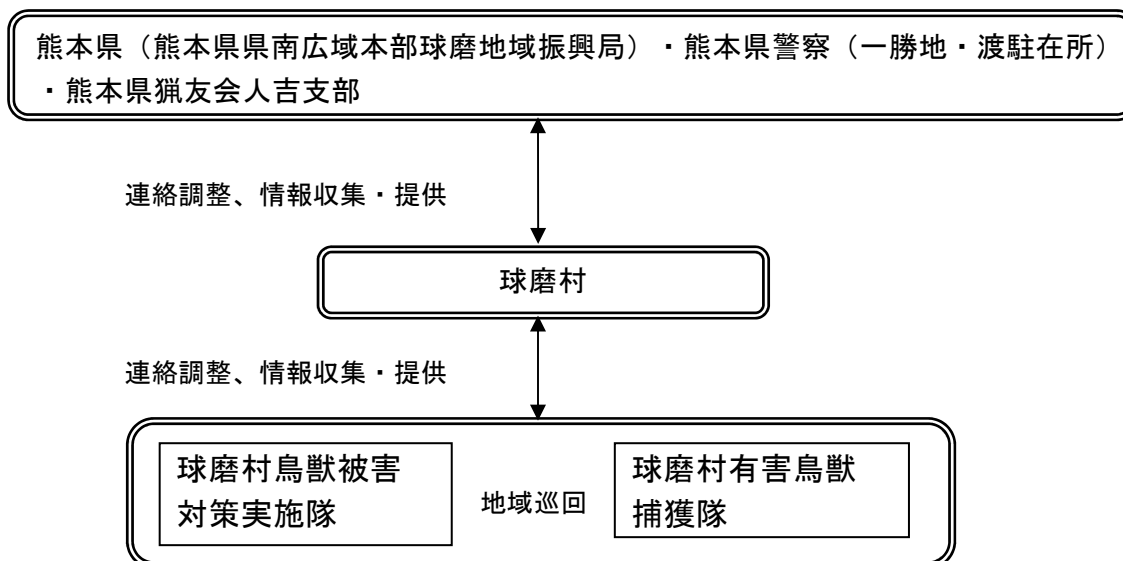
### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
熊本県(熊本県県南広域本部球磨地域振興局)	各関係機関との連絡調整、情報収集・提供

熊本県警察（一勝地・渡駐在所）	情報収集・提供
球磨村	各関係機関との連絡調整、情報収集・提供、関係住民への周知
球磨村鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供
球磨村有害鳥獣捕獲隊	地域巡回、情報収集・提供、駆除隊間の調整
熊本県猟友会人吉支部	情報収集・提供
球磨川漁協協同組合	水産物被害に関する情報収集・提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	球磨村有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
球磨村長	協議会の総括
球磨村産業振興課長	有害鳥獣関連情報の提供
球磨地域農業協同組合	被害防止の普及及び指導

人吉支所球磨村店	
熊本県農業共済組合球磨支所	被害防止の普及及び指導
球磨村農業委員会	農家に対する指導・助言
熊本県猟友会人吉支部 一勝地分会・渡分会	有害鳥獣関連情報の提供並びに有害鳥獣捕獲の実施
球磨村森林組合	林業被害の把握と情報の提供
熊本県鳥獣保護管理員	適正な鳥獣保護管理の推進
球磨村果樹研究会	果樹被害の把握と情報の提供
ジビエの里活用協議会	有害鳥獣の解体処理及びジビエの利活用
球磨村産業振興課	有害鳥獣関連情報の提供及び事務局

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県南広域本部球磨地域振興局 農林部森林保全課、農業普及・振興課、 球磨川漁協協同組合	オブザーバーとして協議会に参加し、有害鳥獣 関連情報の提供と被害防止技術などの情報の提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊については、H24.3.1付けで村職員（狩猟免許所持者を含む）8名を構成員として設立。有害鳥獣の個体数減、また、その被害を未然に防ぐための積極的な活動を行う。
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。
---

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲した場所での処理、あるいは埋設処分がほとんどであったが、ニホンジカについては、地域資源としての有効利用として、「球磨村特産処理加工施設」において加工処理し、販売を行う。

今後は、捕獲獣のジビエ肉やペットフードへの活用推進及びジビエ利活用と連携した捕獲活動体制の強化を図る

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 9. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した有害鳥獣のニホンジカについては、地域資源としての有効活用として、「球磨村特産処理加工施設」において、加工処理し、販売を行う。 今後、イノシシについても解体処理を行い、地域資源として有効活用していく。
ペットフード	捕獲した有害鳥獣のニホンジカについては、地域資源としての有効活用として、「球磨村特産処理加工施設」において、加工処理し、販売を行う。 今後、イノシシについても解体処理を行い、地域資源として有効活用していく。
皮革	捕獲した有害鳥獣のニホンジカについては、地域資源としての有効活用として、「球磨村特産処理加工施設」において、加工処理し、販売を行う。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	捕獲した有害鳥獣のニホンジカについては、地域資源としての有効活用として、「球磨村特産処理加工施設」において、加工処理し、販売を行う。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

## (2) 処理加工施設の取組

年間処理計画頭数は有害駆除において、捕獲された頭数の2割を計画頭数とする。  
流通・販売については地元の飲食店・小売店・宿泊施設等と、県内外への販売・流通を行い、併せてジビエ肉の普及活動にも今後力を入れていく。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

## (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効活用のための人材育成の取組

球磨村特産処理加工施設において、加工処理及び衛生管理に関する研修への参加、先進地視察等を行い知識の取得に努める。

(注) 処理加工に携わる者の資質向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣被害防止施策の実施にあつては、被害地域における関係者との協議を繰り返しながら進める。

対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関しては、6(2)の連絡体制により早急に対応する。

また、本村においては球磨川以南を中心に国有林が広く点在しているので、熊本南部森林管理署等とも連携を密にし、被害防止施策を推進していく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。